

—ポイント行政学—Q6、Q7、Q8

Q6：政治・行政の融合論について、その意義も含めて説明しなさい。

★**政治・行政の融合論**：1940年代。行政権の優越化・行政国家への批判として。（**分離論**は政党政治と行政固有領域を切り口としたが、）**融合論**は**政策形成**と、**行政活動**（行政府による政策の立案・実施）を切り口とした。→

意義①：政治・行政の**交錯領域**に注目。行政学の研究対象の拡大

意義②：ドワイト・ワトソンは「価値中立的」に見える行政における**政治的イデオロギー性**を暴露。

ハーバート・サイモンは行政における「素朴」な**科学主義の虚構性**を指摘

意義③：政治・行政のあるべき関係＝**規範論議**の再生→両者の**協働の規範（指導・補佐関係）**

（*その後の展開として→「行政権の優越化時代において行政機構・行政官が担うべき」**行政の責任論**へと推移：**フайター**は、議会による行政府の行政活動に対する統制の重要性を、**フリートリック**は、民衆感情に直接に対応する行政責任（直接責任）と、客観的・科学的な規準に対応する責任（＝**機能的責任**）を強調）

Q7：古典的組織論について述べなさい。

★**古典的組織論（組織の編成論）**：「**組織の科学**」（関心が会社管理部門の事務機構の確立に向かう）

①機能別職長制度（複数の職長）を排撃した「**命令系統の一元化**」の原理をめぐる論題（組織の形態は**ピラミッド型**の階層制構造）

②「統制の範囲」の原理（*top down*の**組織編成**）

③「**同質性**による分業」の原理（目的（**縦割り組織**）、作業方法（**横割り組織**）、対象集団、管轄区域の4基準にもとづく。*bottom up*の**組織編成**）。

上記①②③は同時に、**ライン・スタッフ**理論を提唱していた!!

ライン・スタッフ理論とは？：ライン系統組織の管理者には、その**管理機能を補佐するスタッフ**を配置すべき（スタッフは管理者に対する助言・勧告に徹せよ。みずから命令・決裁は絶対するな！なぜなら「**命令系統の一元化**」原理を守るために。

（*その後の展開として→

★**人間関係論（組織の生成論）**：組織を構成する要素は職務（科学的管理法、古典的組織論）ではなく**人間**：**エルトン・メイ**が**ホーソン工場**を対象に実地調査：**インフォーマルな人間関係**に注目。インフォーマル組織はフォーマル組織を前提→

★**現代組織論（組織の形成論）**：編成と生成の結合。**チェスター・バーナド**『経営者の役割』。「**組織**」＝組織構成員相互間の**人間行動のシステム**（目的・資材・人材等の側面を捨象）。「**軍隊・官庁・企業・政党・労組・教会・学校**といった多種多様の、ありとあらゆる協働体系一般に普遍的に妥当するところの**組織の純粋理論の構築**をめざしたもの」「**フォーマル組織の構造よりもその作動**に着目して、その**静態でなく動態**をとらえようとしたもの」。鍵概念は**構成員相互間の意思伝達（コミュニケーション）**→

★**意思決定論（組織の経営論）**：**ハーバート・サイモン**『管理行動』。**コミュニケーションの結節点における意思決定**に焦点→「**合理的な選択**」の**理論**が発展→政府の**政策決定・政策評価研究**へ応用、さらに**管理科学・政策科学**が発展

*考え方として以下、非常に興味深い!：両者の分化と同時に、**行政理論**の関心が政策をめぐる政治・

行政の交錯局面へ（Q6）→◎←組織理論の関心が経営戦略にかかわる意思決定のあり方へ（Q7のカッコ）

Q8：行政学と隣接諸学との関係について説明しなさい。

行政学とは、「公的な官僚制組織の集団行動に焦点を当て、これについて政治学的に考察する学」。特殊性として、①規模大 ②多種多様な業務 ③統一的評価基準なし ④業務の独占的性格 ⑤細部ルール・非柔軟性 ⑥究極では政治メカニズムによる規律

主に公的な官僚制組織を対象とする点で、社会学、経営学と違いあり。

財政学—行政学：歳出論における財政民主主義・予算・財務関係に係わる制度・活動では視点の違いは紙一重

公法学—行政学：行政活動を規律する規範・法律行為よりも事実行為に関心。裁判規範としての機能（法令）よりも行為規範としての機能（予算、行政規則にも注目）

政治学—行政学：広義には政治学の1分野。しかし、公的な官僚制組織の集団行動を権力関係現象や政治過程の産物としてのみ説明（政治学原論・政治過程論）せず、組織間関係の枠組みに還元した説明もせず、行政活動における組織内の統制・調整・協働関係の混在に注目し、政治現象との相違点を描き出す点に特徴

*果たして「行政学は諸学の混成物か合成物か？」↓

「行政学は現代国家に特有の行政課題に対応すべく誕生し成長」

.....

—「現在行政学」資料3—

■事業仕分けに見る政官関係

事業仕分け：事業の必要性や効率性、予算額の妥当性を公開の場で議論し、行財政改革につなげるのが狙い。「第1弾」は09年に2010年度予算概算要求を対象に実施した。今回は「第2弾」。与党議員と民間有識者の「仕分け人」は事業担当者と約1時間質疑し「継続」「移管」「廃止」などと判定。取りまとめ役の議員は判定を参考にして作業グループとしての結論を示すが、最終的な結論は首相が議長となる行政刷新会議で決定。（100424下野）

独立行政法人：各省庁が直接手がけられないが、ある程度、国の関与が必要とされる事業を独立した会計で担う法人。橋本内閣が行政サービスの効率化などを目的に省庁再編とともに導入を決め、2001年制度が始まった。現在、104法人ある。1999年制定の独立行政法人通則法で、設立方法や運営規則が定められ、所管する省庁の第三者評価委員会が業務・組織全般の定期的な見直しを行うことになっている。（100424朝日）

「外務省所管の「国際協力機構」は、昨年の事業仕分けで指摘された国内施設の運営費や調査研究費について、仕分けにあたった14人中、12人が「見直しは不十分」と判断。ほかの独法が所有する建物で空いている部分への移転も提起された。また、国内職員約1200人の宿舎については「事業廃止も含めた検討を行ってほしい」との意見が多数を占め、「事業規模縮小」に。公務員住宅のあり方を議論する中で検討していく考えが示された」（100424朝日）